

第 7 回「③就業条件管理：B. 休息」

2024.11.08. 佐藤

はじめに

1. 前回のまとめ

- 1) 内容：論点：残業義務を発生させる合意は、個別合意か包括的合意でもよいのか
法：労働時間規制の原則・延長、延長のためには 36 協定と割増賃金、
ただし免罰効果のみ、残業義務には労使合意が必要
日立武蔵工場事件・最判=包括的合意説
諸説：個別合意説・包括合意説 *36 協定は関係ありません

2) 設問についての解説

- ①就業規則に労働時間を延長できる旨定めているときは、残業義務を負う
②包括的同意説と個別的同意説

2. 今回の予定

- ③就業条件管理 B：休息（休憩・休日・年次有給休暇）
*教科書の該当部分：p.207-211、228-237、論点に直接関連するのは p.234-236

3. Reading Assignment に関する設問

山川論文を読んで、以下の設問に答えなさい。

- ①最高裁判所は、長期連続休暇を取得する場合には、何が必要であると述べているか。
②山川教授は、①に関し、本判決にどのような特徴があると述べているか。

*** 本日の課題：**R.A. 解答と自己点検を、自己点検用紙に記入して提出する

* 講義内容

1. 法的論点：長期連続した年次有給休暇の時季指定に対する使用者の時季変更の可否

2. 法状況

休息法制は、休憩・休日・年次有給休暇
年休制度の、勤続年数に応じた付与、時季指定権・時季変更可能、使用者の付与義務
時季指定権は形成権、業務の正常な運営を妨げる場合には時季変更が可能

3. 諸説：時季指定権説、(労働者に)事前の調整義務を課す説

[自己点検]

- 1) Reading Assignment への解答：①の解答、②の解答
2) 講義内容：a) 講義の論点、を 200 字程度でまとめよ
b) 論点にかかわる法の状況、を 500 字程度でまとめよ
c) 論点についての諸見解、を 400 字程度でまとめよ
3) 質問・意見も書いてください←採点対象にはしません

[課題提出者]

	10/04	10/11	10/18	10/25	11/01	11/08	11/15	11/22	11/29	12/06	12/13	12/20	01/10	01/17
4 以上	8	7	6	4	4									
3 回生	8	4	4	5	5									
合計	16	11	10	9	9									

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「③就業条件管理 C. 賃金・福利厚生」

講義テーマ：賃金を自由意思で放棄できるか

教科書の該当部分：第 8 章、論点に直接関連するのは、178 頁～180 頁

Reading Assignment：

佐藤敬二「全額払いの原則と賃金債権の放棄」『労働判例百選(第 8 版)』
別冊ジュリスト 197 号(2009 年)70 頁以下、を読んで設問に答えなさい。